

# 投資信託説明書(交付目論見書)

## チャイナ・ロード 愛称 西遊記

追加型投信/海外/株式

使用開始日 2015年8月27日

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式・一般))	年2回	アジア	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### 岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

設立年月日:1964年10月6日 資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:20,577億円

(資本金、純資産総額は2015年5月末現在)

照会先

[フリーダイヤル]

**0120-048-214**

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

[ホームページ]

<http://www.okasan-am.jp>



〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

### 三井住友信託銀行株式会社

●この目論見書により行うチャイナ・ロードの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年4月24日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成27年4月25日に生じております。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

●本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

●ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。



岡三アセットマネジメント

## 投資信託約款の変更(予定)のお知らせ

ファンドにおいては、投資信託約款の変更を予定しております。詳細につきましては、11ページに掲載の、「追加的記載事項」をご覧ください。

## 〈ファンドの目的〉

中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の各受益証券への投資を通じて、中華人民共和国(以下、「中国」といいます。)の取引所上場の株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

## 〈ファンドの特色〉

- 中国の取引所上場の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- 中華経済圏の発展で恩恵を受けるとされる中国・香港籍の企業の株式を中心に投資します。銘柄については、主として中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的に株価の上昇が期待できる企業を中心に選定します。
- 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海B株、深センB株、上海A株および深センA株を投資対象とします。A株への投資は、中国A株マザーファンドを通じて行います。なお、A株の値動きに連動する債券を組入れることがあります。また、中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に上場している株式等(DR※、カントリーファンドを含みます。)に投資を行うことがあります。  
※DRとは、自国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として自国以外で発行される証券をいいます。

### ＜投資対象とする中国の取引所上場の株式＞

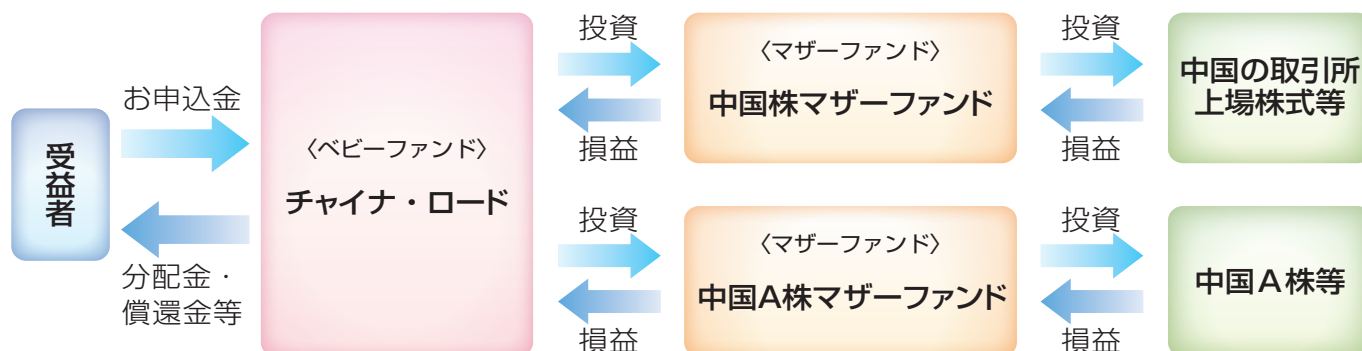
- **香港H株**  
香港H株は、香港証券取引所に上場されている銘柄のうち、資本及び事業の主体が中国本土にあり法人登記が中国で行われた企業の総称です。取引通貨は、香港ドルです。
- **香港レッドチップ**  
香港レッドチップは、香港証券取引所に上場されている銘柄のうち、中国資本(国有企業や省、地方政府など)の傘下にあり、法人登記が香港またはバミューダ、ケイマン諸島などで行われた企業のことです。取引通貨は、香港ドルです。
- **上海B株・深センB株**  
海外投資家向け専用設立された上海B株市場・深センB株市場に上場されている株式です。2001年に国内投資家にも開放されました。上海B株の取引通貨は米ドル、深センB株の取引通貨は香港ドルです。
- **上海A株・深センA株**  
上海A株市場・深センA株市場に上場されている株式です。海外投資家に対しては、QFII制度(適格国外機関投資家制度)を導入し、対外開放が進められています。取引通貨は、人民元です。
- 原則として、実質的に株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

## 主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

毎年1月28日および7月28日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入には、マザーファンドの利子・配当等収入のうち、この投資信託の信託財産に帰属すべき利子・配当等収入を含むものとします。
  - 基準価額が当初元本（1口当たり1円）を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。
  - 基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。
  - 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
- ※ 分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

# ファンドの目的・特色

## マザーファンドの概要

	中国株マザーファンド	中国A株マザーファンド
<b>基本方針</b>	信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。	投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
<b>投資対象</b>	中華人民共和国(以下、「中国」といいます。)の取引所上場の株式を主要投資対象とします。	主に中国国内の金融商品取引所(上海証券取引所および深セン証券取引所)に上場する中国A株を投資対象とします。
<b>運用方針</b>	<p>①中国の取引所上場の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。</p> <p>②中華経済圏の発展で恩恵を受けるとされる中国・香港籍の企業の株式を中心に投資します。銘柄については、主として中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的に株価の上昇が期待できる企業を中心に選定いたします。</p> <p>③香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海および深センB株を投資対象とします。また、今後上海A株、深センA株にも投資を行うことがあります。なお、流動性を考慮しA株の値動きに連動する債券を組入れることがあります。中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に株式等(DR、カントリーファンドを含みます。)を上場している場合、投資を行うことがあります。</p> <p>④原則として株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。</p> <p>⑤外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。</p>	<p>①主に中国国内の金融商品取引所(上海証券取引所および深セン証券取引所)に上場する中国A株を投資対象とし、投資信託財産の成長を目指します。</p> <p>②投資にあたっては、中国A株市場上場株式の中から、利益成長やバリュエーションから見て、中長期的に株価の上昇が見込まれる銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。</p> <p>③原則として、中国A株の組入れは高位とします。</p> <p>④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤資金動向、市況動向等によっては、現金もしくは中国A株以外の証券に投資することがあります。</p>
<b>主な投資制限</b>	<p>①株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>②同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>③投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>④外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>	<p>①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。</p> <p>②投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>

岡三アセットマネジメント株式会社は、中国現地の運用会社チャイナ・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドから中国A株を中心とした中国株式に関する投資アドバイスを受けます(ファンドの助言会社ではありません)。

チャイナ・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、1998年に設立された中国の大手運用会社です。

## 〈基準価額の変動要因〉

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、中国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

## 主な変動要因

### ● 株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

### ● 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

### ● 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

### ● 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況の急変、取引所の閉鎖等により、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることがあります。

### ● カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

## 〈その他の留意点〉

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

## 中国A株投資における主なリスク

### ● 回金遅延リスク

中国A株への投資については、QFII（適格国外機関投資家。以下同じ。）制度上の中国国外への送金規制や、円と人民元との交換が停止となる場合等があります。そのため、有価証券等の売却代金等の送金遅延に伴い、換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

また、換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた換金のお申込みを取消すことがあります。

※回金とは、中国から日本への送金を指します。

### ● 税制リスク

QFIIに対する課税上の取扱いについては、中国の税法等に従います。所得税等の課税が行われることとなった場合には、ファンドが実質的に負担する可能性があります。また、QFIIに対する中国国内の課税の取扱いについては、予告なく変更される可能性があります。

## 中国A株投資における主な留意事項

- 中国A株への外国人による投資については、主にQFII制度に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けたQFIIが、国家外貨管理局（SAFE）から認められた投資枠の範囲内において行われています。

ファンドが投資対象とする「中国A株マザーファンド」は、岡三アセットマネジメント株式会社がQFII制度に基づいて中国当局から認可された投資枠の範囲内で中国A株に投資を行います。

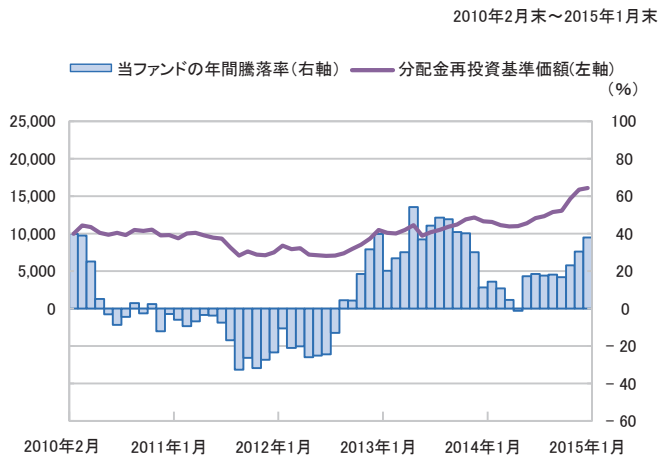
※上記は、中国A株投資における主なリスク等であり、すべてのリスク等を網羅したものではありません。

## 〈リスクの管理体制〉

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

## (参考情報)

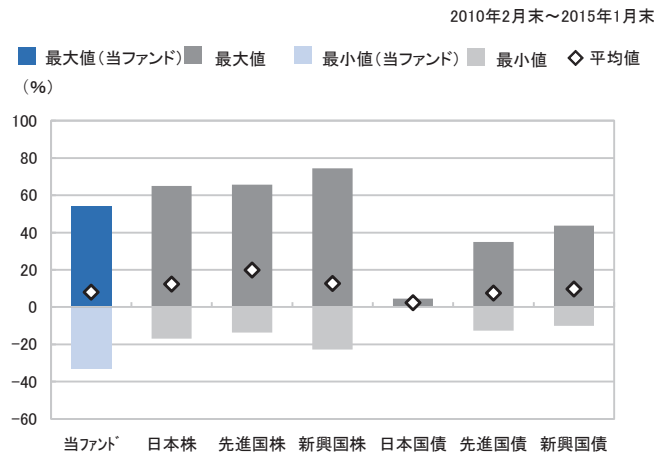
### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2010年2月末を10,000として指数化しております。  
\*年間騰落率は、2010年2月から2015年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	54.2	65.0	65.7	74.5	4.5	34.9	43.7
最小値	△32.7	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1
平均値	8.0	12.3	19.9	12.7	2.4	7.5	9.7

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\*2010年2月から2015年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
\*決算日に対応した数値とは異なります。  
\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### 各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
  - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
  - 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

#### シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

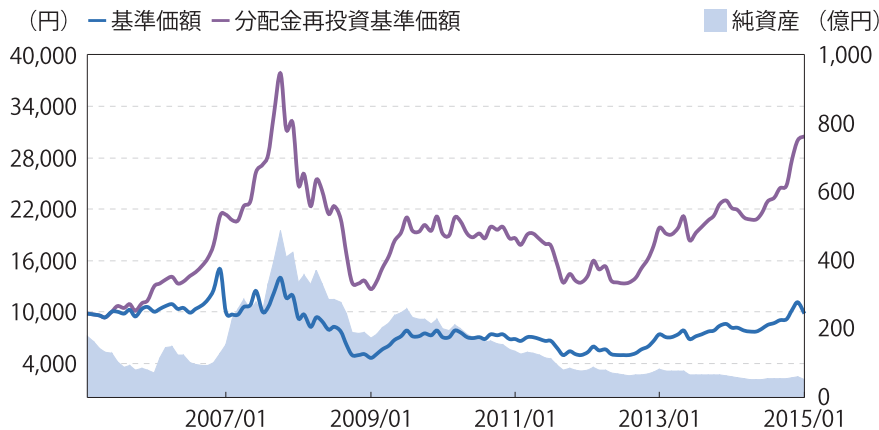
シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース) は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

2015年1月30日現在

## 基準価額・純資産の推移(2005年2月1日～2015年1月30日)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## 分配金の推移

2015年1月	1,473.50円
2014年7月	0.00円
2014年1月	0.00円
2013年7月	0.00円
2013年1月	0.00円
設定来累計	12,914.00円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## 主な資産の状況

### 組入ファンド

ファンド名	純資産比率
中国A株マザーファンド	60.23%
中国株マザーファンド	33.66%

### 組入上位銘柄

#### (中国株マザーファンド)

銘柄名	業種	国/地域	純資産比率
TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	ケイマン	6.99%
LENOVO GROUP LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	香港	6.09%
CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	商業・専門サービス	香港	5.94%
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	銀行	中国	5.82%
CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	中国	5.68%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

### 組入上位銘柄

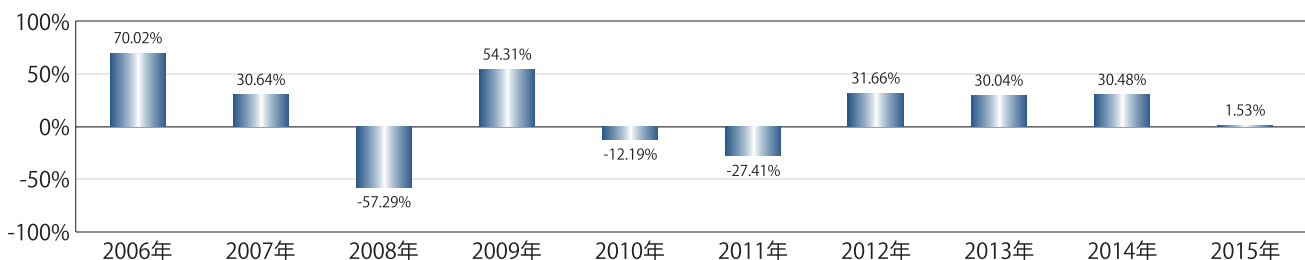
#### (中国A株マザーファンド)

銘柄名	業種	国/地域	純資産比率
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-A	保険	中国	6.21%
PING AN BANK CO LTD-A	銀行	中国	4.41%
XINJIANG GOLDWIND SCI&TECH-A	資本財	中国	4.23%
LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	資本財	中国	4.07%
TSINGHUA TONGFANG CO LTD-A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	中国	3.82%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

## 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※2015年は1月末までの騰落率を示しています。  
 ※ファンドの年間収益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。



## 〈お申込みメモ〉

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。
購入の申込期間	平成27年4月25日から平成28年4月25日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
換金制限	ありません。
購入・換金申込不可日	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・香港の取引所の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消することがあります。
信託期間	原則として無期限(平成16年1月29日設定)
繰上償還	受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
決算日	毎年1月28日および7月28日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.okasan-am.jp">http://www.okasan-am.jp</a>
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 ※上記は、平成27年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## 〈ファンドの費用・税金〉

### ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 <b>購入時手数料率の上限は、3.24%(税抜3.0%)です。</b> 購入時手数料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。		ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。	
信託財産留保額	<b>1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.20%</b>			
● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	<b>純資産総額×年率1.944%(税抜1.80%)</b>			
	配	(委託会社)	年率1.0%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
	分	(販売会社)	年率0.7%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
		(受託会社)	年率0.1%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他費用・ 手数料	監査費用:純資産総額×年率0.0054%(税抜0.005%) ----- 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を信託財産でご負担いただけます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただけます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。			

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

## 税金

・税金は表に記載の時期に徴収されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、平成27年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 追加的記載事項

### 投資信託約款の変更(予定)のお知らせ

ファンドは、投資信託約款の変更を予定しております。ご購入の際には、以下の内容をご理解いただきお申込みいただきますようお願いいたします。

#### I 投資信託約款の変更内容

##### 1. 投資信託約款の変更の内容

ファンドにおいて、運用の基本方針における収益分配方針の変更を行います。

下線部は変更部分を示します。

新	旧
運用の基本方針 3.収益分配方針 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 (略) ② 分配対象収益についての分配方針 基準価額が当初元本(当初1口1円)を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。 <u>ただし、分配金額の上限を1,500円(1万口当たり、税引前)とし、また、分配可能額が少額の場合は分配を行わないことがあります。</u> 基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。 (略)	運用の基本方針 3.収益分配方針 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 (略) ② 分配対象収益についての分配方針 基準価額が当初元本(当初1口1円)を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。 <u>ただし、分配可能額が少額の場合は分配を行わないことがあります。</u> 基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。 (略)

##### 2. 投資信託約款の変更の理由

ファンドは設定来、基準価額が当初元本を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配するという分配方針のもと運用を続けてまいりました。現行の分配方針では、分配原資に相当する流動性を確保する必要があることから基準価額が当初元本から大きく上昇した場合、運用資産売却に伴う取引コスト等、受益者の皆様にご負担いただく費用が増加する上に、市場動向によっては効率的な運用が継続できなくなるおそれがあります。

こうしたことから、分配金額に上限を設け、効率的な運用が継続できるよう分配方針を変更するものです。

#### II 投資信託約款変更の手続きおよびスケジュール

電子公告日*	平成27年8月28日
異議申立期間	平成27年8月28日～平成27年9月29日
信託約款変更適用日	平成27年10月23日(予定)

\*弊社ホームページに掲載します。

注：異議申立ての受益者の受益権の合計口数が電子公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、投資信託約款の変更を行いません。この場合、投資信託約款の変更を行わない旨を、速やかに弊社ホームページにて公告します。

なお、平成27年8月27日以降にファンドの購入をお申込みいただいた場合には、上記の異議を申立てることはできませんのでご注意ください。

〈メモ〉

〈メモ〉

〈メモ〉

〈メモ〉

